

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		国際交流協会運営補助金		市の担当部課	市民部地域協働課		
				問い合わせ先	0568-44-0343		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山国際交流協会		代表者名	会長 奥村 英俊		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山国際交流協会運営補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成7年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		市が実施する国際交流や多文化共生に関する諸事業について、委託を受けてきた実績がある。設立から20年以上経たない団体であり、成熟した組織を有している。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		民間主導による国際活動には、行政にはない独自の発想や柔軟な対応で、地域のまちづくりや市民の国際感覚の涵養に期待できる。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		6,675,000 円	6,675,000 円	4,846,390 円	5,043,000 円		
		(0 円)	(6,675,000 円)	(4,846,390 円)	(5,043,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流、多文化共生に関する諸事業（国際交流推進事業、語学講座等）を実施するための犬山国際交流協会職員人件費 ・犬山国際交流協会自主事業「語学講座」実施のための部屋代等 					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		9,350,431 円			
		うち補助事業全体の経費		7,609,784 円			
		うち補助対象経費		4,893,299 円			
		補助対象経費の内訳		人件費（事務局長）		1,973,241 円	
				人件費（事務局員）		1,897,450 円	
				労働保険料等		667,218 円	
				語学講座部屋代		236,570 円	
その他事業				118,820 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		市長の定める額			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	4月に予定事業費で支出を行い、事業費確定後に清算金があれば、変更交付申請があり、補助額の再算定を行うため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		民間主導による国際化活動には、行政にはない独自の発想や柔軟な対応で、地域のまちづくりや市民の国際感覚の涵養につながった。今後は、国際交流で培ったノウハウを生かし、外国人住民や市民の適格なニーズを掘り起こし、多文化共生事業への反映を期待する。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		348,188 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和2年度の実績に基づき作成しています。